

第4章 土地収用法に基づく不服申立てに関する意見の申出等

平成25年度末までに公害等調整委員会が行った意見の申出等は1,077件であり、その内訳は、土地収用法に基づく国土交通大臣（平成13年1月5日までは建設大臣。以下同じ。）に対する意見の申出が1,067件、森林法に基づく農林水産大臣に対する意見の申出が2件、鉱業に関する掘採制限の決定に対する承認が1件、採石権の設定等の決定に対する承認が7件となっている。このうち、土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出について、処分の種類別に見ると、事業認定に関する処分を不服とするものが238件（うち処分庁が都道府県知事であるもの19件、国土交通大臣（土地収用法施行規則第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。）であるもの219件）、収用委員会の裁決を不服とするものが829件となっている。

平成25年度に公害等調整委員会に新たに係属した事案は13件であり、これらに前年度から繰り越された14件を加えた計27件が25年度に係属した。このうち、15件が25年度中に処理され、残りの12件は26年度に繰り越された。なお、25年度に係属した27件は、すべて土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出事案となっている。

第1節 平成25年度に係属した意見の申出事案

平成25年度に係属した意見の申出事案の概要は、次のとおりである。

1 あま市起業、名古屋都市計画道路事業3.4.804号五条高校線に関する審査請求

（平成24年（イ）第1号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 愛知県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成23年8月4日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人及び関係人1人
- (6) 審 査 請 求 の あ っ た 日 平成23年9月7日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意 見 照 会 の 受 付 日 平成24年2月2日
- (9) 回 答 日 平成25年11月6日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

2 静岡県起業、主要地方道島田吉田線（仮称大井川新橋）地方道路交付金事業に関する審査請求

（平成24年（イ）第3号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法

- (2) 処 分 庁 静岡県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成23年9月7日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成23年10月3日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年3月13日
- (9) 回 答 日 平成25年10月21日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

3 大分県起業、別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業3・5・17号富士見通鳥居線に関する審査請求

(平成24年(イ)第7号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 大分県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成23年12月20日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年1月16日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年9月28日
- (9) 回 答 日 平成25年4月12日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

4 中部電力株式会社起業、特別高圧送電線遠江浜松線保全事業に関する審査請求

(平成24年(イ)第8号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 静岡県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成24年4月4日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年4月27日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年11月9日
- (9) 回 答 日 平成25年5月8日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

5 井手町起業、町道 22 号線道路改築工事に関する審査請求

(平成24年(イ)第9号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 京都府収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成24年5月21日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年6月6日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年11月9日
- (9) 回 答 日 平成25年5月22日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

6 北品川五丁目第1地区市街地再開発組合起業、北品川五丁目第1地区第一種市街地再開発事業に関する審査請求

(平成24年(イ)第10号及び第11号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成24年3月22日
- (4) 処 分 の 内 容 土地収用法第94条第8項による裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人、関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年4月23日
- (7) 審査請求の内容 土地収用法第94条第8項による裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年12月20日
- (9) 回 答 日 平成25年6月28日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

7 群馬県起業、高崎都市計画道路事業3・4・10号高崎駅観音山線に関する審査請求

(平成24年(イ)第12号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 群馬県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成24年4月20日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年5月21日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年12月20日
- (9) 回 答 日 平成25年7月31日

(10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

8 神奈川県起業、県道平塚松田改築工事（神奈川県足柄上郡中井町大字比奈窪字大町地内から同町大字比奈窪字向河原地内まで）に関する審査請求

（平成24年（イ）第13号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣（関東地方整備局長）
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成24年6月5日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年6月29日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年12月20日
- (9) 回 答 日 平成25年9月13日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

9 神戸市起業、神戸国際港都建設道路事業3・3・13号山手幹線に関する審査請求

（平成25年（イ）第1号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 兵庫県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成24年6月18日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人、関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年7月5日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年1月31日
- (9) 回 答 日 平成25年6月28日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

10 国土交通大臣（近畿地方整備局長）起業、一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北東道路」・和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降字北丹生協地内から同町大地丁ノ町字西宝形地内、同町大字大谷字東新田臺地内から同町大字笠田東字池尻地内、同町大字萩原字西尾地内から紀の川市粉河字別所谷地内及び同市藤井字川端地内から同市神領字大工地内）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

（平成25年（イ）第2号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 和歌山県収用委員会

- (3) 処分のあった日 平成24年8月23日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年9月16日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年1月31日
- (9) 回答日 平成25年7月5日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

11 国土交通大臣（関東地方整備局長）及び東日本高速道路株式会社起業、一般国道 298 号新設工事（千葉県松戸市上矢切字塚ノ下地内から市川市高谷二丁目地内までの間）及びこれに伴う県道付替工事並びに高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事（千葉県松戸市上矢切字塚ノ下地内から市川市高谷二丁目地内までの間）並びにこれに伴う市道及び下水道付替工事に関する異議申立て

（平成25年（イ）第3号事件）

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 国土交通大臣
- (3) 処分のあった日 平成22年12月16日
- (4) 処分の内容 事業認定
- (5) 異議申立人 土地所有者等28人
- (6) 異議申立てのあった日 平成23年1月14日
- (7) 異議申立ての内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年2月14日

12 国土交通大臣（北陸地方整備局長）起業、一般国道8号改築工事（入善黒部バイパス・富山県黒部市古御堂地内から同市金屋地内まで、黒部市中新地内から同市堀切地内まで、黒部市堀切地内及び富山県魚津市仏田地内から同市仏田字角地地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用排水路付替工事に関する審査請求

（平成25年（イ）第4号事件）

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 富山県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成24年11月12日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年12月5日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年3月14日
- (9) 回答日 平成26年1月29日

(10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

13 宮城県起業、県道仙台三本木線混内山道路改良工事(混内山道路改良・宮城県大崎市三本木字大豆坂地内から同市三本木新町一丁目地内まで)に関する審査請求

(平成25年(イ)第5号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 宮城県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成24年5月28日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審 査 請 求 の あ っ た 日 平成24年6月21日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意 見 照 会 の 受 付 日 平成25年3月14日
- (9) 回 答 日 平成26年3月12日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

14 国土交通大臣(東北地方整備局長)起業、一級河川岩木川水系岩木川津軽ダム建設工事に関する審査請求

(平成25年(イ)第6号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 青森県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成24年11月19日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人1人
- (6) 審 査 請 求 の あ っ た 日 平成24年12月19日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意 見 照 会 の 受 付 日 平成25年5月22日

15 大田区起業、東京都市計画道路事業区画街路大田区画街路第3号線に関する審査請求

(平成25年(イ)第7号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年1月24日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人1人
- (6) 審 査 請 求 の あ っ た 日 平成25年2月13日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し

- (8) 意見照会の受付日 平成25年5月22日
- (9) 回 答 日 平成25年7月31日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

16 大阪府起業、府道茨木亀岡線改築工事（大阪府茨木市安威二丁目地内から同市安威二丁目地内まで）に関する審査請求

（平成25年（イ）第8号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 大阪府収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年1月24日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年2月21日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年6月20日

17 国土交通大臣（中部地方整備局長）起業、一般国道23号改築工事（豊橋東バイパス及び豊橋バイパス・愛知県豊橋市東細谷町字東中田地内から同市東細谷町字牛田地内まで、同市西山町字西山地内から同市小島町字蛇ノ髭地内まで及び豊川市御津町上佐脇南区地内から同市御津町上佐脇西区地内まで）及びこれに伴う市道付替工事に関する審査請求

（平成25年（イ）第9号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 愛知県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成24年12月20日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年1月16日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年6月20日
- (9) 回 答 日 平成26年3月27日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

18 西日本高速道路株式会社起業、高速自動車国道東九州自動車道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事に関する異議申立て

（平成25年（イ）第10号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法

- (2) 処 分 庁 国土交通大臣
- (3) 処分のあった日 平成24年10月5日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 異 議 申 立 人 土地所有者1人
- (6) 異議申立てのあった日 平成24年11月2日
- (7) 異議申立ての内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年6月20日

19 国土交通大臣（中国地方整備局長）起業、広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）3・3・341号字品観音線に関する審査請求

（平成25年（イ）第11号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 広島県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成25年6月25日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者3人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年7月24日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年12月18日

20 国土交通大臣（関東地方整備局長）及び東日本高速道路株式会社起業、一般国道298号新設工事（千葉県松戸市上矢切字塚ノ下地内から市川市高谷二丁目地内までの間）及びこれに伴う県道付替工事並びに高速自動車国道関東自動車道水戸線新設工事（千葉県松戸市上矢切字塚ノ下地内から市川市高谷二丁目地内までの間）並びにこれに伴う市道及び下水道付替工事に関する審査請求

（平成25年（イ）第12号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 千葉県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成25年6月10日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年7月12日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年12月18日

21 名古屋市起業、名古屋都市計画公園事業4・4・6号川名公園に関する審査請求

（平成25年（イ）第13号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 愛知県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年7月2日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年7月31日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年12月18日

22 群馬県起業、県道藤岡大胡線改築工事（群馬県前橋市富田町字新井地内から同市富田町字宮田地内まで）に関する審査請求

（平成26年（イ）第1号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 群馬県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月25日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月24日
- (7) 審査請求の内容 明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年2月28日

23 国土交通大臣（四国地方整備局長）起業、一般国道192号改築工事（徳島南環状道路・徳島県徳島市上八万町下中筋地内から同市上八万町東山地内まで及び同市八万町向寺山地内から同市八万町大野地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事に関する審査請求

（平成26年（イ）第2号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 徳島県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年8月8日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地使用権者及び物件所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年9月6日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年2月28日

24 国土交通大臣（関東地方整備局長）及び東日本高速道路株式会社代表取締役社長（関東支社長）起業、一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新

設工事・埼玉県桶川市大字上日出谷字殿山地内から同市大字五丁台字上地内まで)並びにこれに伴う県道及び市道付替工事に関する審査請求

(平成26年(イ)第3号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 埼玉県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月11日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者3人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月11日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年2月28日

25 西日本高速道路株式会社起業、高速自動車国道東九州道新設工事(椎田南インターチェンジ(仮称)から宇佐インターチェンジ(仮称)まで)並びにこれに伴う市道及び町道付替工事に関する審査請求

(平成26年(イ)第4号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 大分県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月24日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者兼物件所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月18日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年3月14日

26 国土交通大臣(四国地方整備局長)起業、一級河川那賀川水系那賀川長安口ダム改造工事及びこれに伴う附帯工事に関する審査請求

(平成26年(イ)第5号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 徳島県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年10月7日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者兼物件所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年11月6日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年3月14日